

関東運輸局長殿  
 関東運輸局 群馬運輸支局長殿

## 運行・整備管理者選任等届出書

(ふりがな)

★届出者の名称または氏名と  
 代表役職及び氏名

★営業所(使用の  
 本拠)の名称

★届出者の住所(所在)  
 及び電話番号

★上記の所在地(位置)  
 及び電話番号

TEL

TEL

運行管理者を選任・解任したので、道路運送法第23条第3項の規定により届け出します。  
 貨物自動車運送事業法第18条第3項

整備管理者について選任・変更(解任)したので、道路運送車両法第52条の規定により届け出します。

事業の種類	[事業用] 1.一般乗合 2.一般乗用 3.特定旅客 4.一般貨物 5.特定貨物 6.特定第二種利用運送 [自家用] 7.レンタカー 8.自家用有償 9.その他自家用						変更前の内容(管理者以外)及び備考	
自動車の台数 (届出に係る 事業に限る。)	業態	バス		トラック等		乗用車		軽貨物 ・二輪
		(30人以上)	(29人以下)	(8t以上)	(8t未満)			
	自家用							
	レンタカー							
事業用								
解任(変更) となった 旧管理者	管理者区分	氏名		解任等年月日		解任等の理由		
	運行管理者 整備管理者			R 年 月 日		1.転任 2.職制変更 3.退職 4.資格者証の返納命令又は解任命令		
	運行管理者 整備管理者			R 年 月 日		1.転任 2.職制変更 3.退職 4.資格者証の返納命令又は解任命令		
	運行管理者 整備管理者			R 年 月 日		1.転任 2.職制変更 3.退職 4.資格者証の返納命令又は解任命令		
	運行管理者 整備管理者			R 年 月 日		1.転任 2.職制変更 3.退職 4.資格者証の返納命令又は解任命令		

1.この届出書は、事業の種類ごと及び選任義務を有する営業所等ごとに提出すること。なお、営業所の廃止等により管理者を解任する場合は、適宜の書式によりその旨を届出すること。

2.「事業の種類」、「管理者区分」及び「解任等の理由」欄は、該当の項目に○を付すこと。

3.運行管理者の選任届出の際は、新たに選任した者の運行管理者資格者証の写しを添付すること。

4.整備管理者の選任届出の際は、新たに選任した者が資格要件のいずれかに該当すること及び道路運送車両法第53条に規定する

解任命令による解任の日から2年を経過していない者でないことを信じさせるに足る書面を添付すること。

5.★印の事項に変更があったときにも変更の届出が必要です。なお、変更後の事項は、朱書するか又は赤色のアンダーラインを付すこと。

6.本書は正本と副本の二部を作成すること。複写も可。

7.社印や代表者印は不要です。

注  
意  
事  
項

運行管理者	統括 運行管理者	(ふりがな) 氏名	生年月日	選任年月日	運行管理者資格者証の番号及び交付年月日			兼職・兼任の有無 職名及び職務内容
		( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日	第 号	H ・ R 年 月 日		
		( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日	第 号	H ・ R 年 月 日		
		( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日	第 号	H ・ R 年 月 日		
		( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日	第 号	H ・ R 年 月 日		
		( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日	第 号	H ・ R 年 月 日		

※ 複数の運行管理者を選任している場合、統括運行管理者に該当する者の「統括運行管理者」欄に○を付すこと。

整備 管理 者	(ふりがな) 氏名	生年月日	選任年月日	資格要件					兼職・兼任の有無 職名及び職務内容
				選任前研修修了かつ、 2年以上の実務経験		一級、二級又は 三級の自動車整 備士資格	国土交通大 臣が告示で 定める基準	改正省令 (平成15年 3月)の経過 措置に該当	
				点検整備の 実務経験	整備の管 理 の 実務 経 験				
	( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日						
	( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日						
	( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日						
	( )	S ・ H 年 月 日	S H R 年 月 日						

※ 資格要件欄は、該当する項目の欄に○を付すこと。